

いちゃいばネットワーク通信

中小企業倒産防止共済制度 (愛称: 経営セーフティ共済)

制度の特色は？

①最高3,200万円の共済金の貸付けが受けられる

取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高3,200万円)で、回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の貸付けが受けられます。



②無担保・無保証人で共済金の貸付けが受けられる

ただし、共済金の貸付けを受けると、貸付額の10分の1相当額が積み立てた掛金総額から控除されます。

③節税に役立つ

掛金は、税法上損金(法人)または必要経費(個人)に算入できます。

④一時貸付制度が利用できる

取引先の倒産といった事態がなくても、解約手当金の95%以内で臨時に必要な事業資金の借入れができます。

加入できるのは？

「資本金等の額」または「従業員数」が一定以下(業種により異なる)で、引き続き1年以上事業を行っている中小企業者(個人事業者も含む)です。

* 国税を滞納していたりすると加入できません。

掛金は？

毎月の掛金は、5,000円から80,000円までで5,000円刻みで自由に選択でき、加入後に増額・減額も可能です。掛金総額が320万円になるまで積み立てできます(決算月等に1年分等を前納し、損金・必要経費とすることも可能です)。

共済金貸付が受けられるのは？

本制度加入後6カ月以上を経過して、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等(売掛金債権・前渡金返還請求権)の回収が困難となった場合に、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高3,200万円)で共済金貸付が受けられます。

* 貸付けの請求ができる期間は倒産発生日から6カ月以内です。

* 倒産した取引先との商取引の内容・方法が分かる書類が必要です。

貸付け条件は？

無担保・無保証人で、償還期間は5年(据置期間6カ月)で、貸付元金のみ毎月均等返済です。

次の場合には貸付けが受けられないので要注意！！



(1)取引先が夜逃げや内整理などのとき

* 倒産とは、①破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始または特別清算開始のいずれかの申立てがなされた場合、②手形交換所での取引停止処分を受けた場合をいい、夜逃げや内整理は倒産に該当せず貸付けは受けられません。

(2)この制度に加入後、6カ月以内に発生した取引先の倒産にかかわる貸付請求であるとき

(3)共済金の貸付請求が取引先の倒産発生日から6カ月を経過した後になされたとき など